

## 品川区遺留金品取扱要綱

制定 令和7年1月27日区長決定

要綱第232号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、身寄りのない死亡者の遺留金および遺留品(以下「遺留金品」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 身寄りのない死亡者 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)第7条第1項または墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第9条第1項の規定により、区長が埋葬または火葬を行う者
- (2) 遺留金 身寄りのない死亡者が死亡時に所有していた現金および有価証券
- (3) 遺留品 身寄りのない死亡者が死亡時に所有していた遺留金を除くすべての物品
- (4) 相続人 民法(明治29年法律第89号)第887条、第889条もしくは第890条の規定により相続人となる者または同法第964条の規定による包括遺贈を受ける者をいう。
- (5) 扶養義務者 民法第877条第1項及び第2項に規定する者をいう。

### (遺留金品の確認および受領)

第3条 区長は、警察署、医療機関等から依頼され、遺留金品の引渡しを受ける場合は、内容を確認した上で、遺留金品の状況を明らかにした遺留金品引渡確認書(第1号様式)により引渡しを受けるものとする。ただし、警察官から死体及び所持品引取書(死体取扱規則(平成25年国家公安委員会規則第4号別記様式第2号)の写しを添付した死亡通知が提出された場合は、これをもって遺留金品引渡確認書に代えることができる。

### (遺留金品の保管)

第4条 区長は、遺留金品の保管については、次の各号に掲げる遺留金品の種類に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 現金(有価証券もしくは預貯金の現金化または第4号ただし書の規定による遺留品の売却によるものを含む。) 受領後速やかに遺留金品管理台帳

(第2号様式)に記録の上、歳入歳出外現金として入金する。

- (2) 有価証券 受領後速やかに遺留金品管理台帳に記録の上、金庫その他の施錠できる場所で確実に保管する。
- (3) 定期預金証書、預貯金通帳および附属する印章 受領後速やかに遺留金品管理台帳に記録(印影を含む。)の上、金庫その他の施錠できる場所で確実に保管する。
- (4) 遺留品(前号に掲げるものを除く。) 原則として相続人への引渡しを完了するまでの間は、散逸しないよう取りまとめて保管する。ただし、衣類等保管することで毀損のおそれがある場合、保管に不相当の費用が見込まれる場合または換価価値がないと区長が判断した場合は、遺留金品管理台帳にその旨を記録の上、ただちにこれを売却し、または廃棄することができる。

(遺留金品の充当)

第5条 区長は、身寄りのない死亡者の埋火葬を行ったときは、品川区行旅病人および行旅死亡人の取扱いに関する規則(昭和62年3月30日規則第24号)第12条に定めるところにより、当該埋火葬に要した費用に当該身寄りのない死亡者の遺留金品を充当することができる。

(相続人等の調査)

第6条 区長は、前条の規定による充当を行い、なお遺留金品に余剰が生じる場合は相続人を、不足が生じる場合は相続人または扶養義務者(以下「相続人等」という。)を、次に掲げる方法によりその存否等について調査を行うことができる。

- (1) 戸籍による調査
- (2) 住民基本台帳による調査
- (3) 関係機関に対する照会調査

(相続人等への通知)

第7条 区長は、前条の調査またはその他の事情により相続人等の所在が判明した場合は、次のとおり文書で通知するものとする。

- (1) 遺留金品に不足が生じている場合は、当該相続人等に対し、埋火葬に要した費用に不足する額および当該額を請求する旨を通知するものとする。
- (2) 遺留金品に余剰が生じている場合は、当該相続人に対し、遺留金品の保管、引渡しその他必要な事項を通知するものとする。

(遺留金品の引渡し)

第8条 区長は、相続人に保管している遺留金品を引き渡す場合は遺留金品引

渡依頼書兼受領書（第3号様式）または遺留金品引渡依頼書（第4号様式）および遺留金品受領書（第5号様式）を、相続人が遺留金品の受領を拒絶した場合は念書（第6号様式）を当該相続人から徴取する。

- 2 前項による引渡しを行う場合、区長は引渡しの可否を判断するために必要な資料を当該相続人から徴取するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、遺留金品の取扱いに関し必要な事項は、区長が別に定める。

#### 付 則

この要綱は、令和8年1月1日から適用する。

### 第1号様式(第3条関係)

## 遺留金品引渡確認書

年 月 日

## 引渡場所

## 引渡し者

## 引取り者

次の所持金品について、引渡しおよび引取ることを確認する。

## 1 死亡者

氏名・生年月日・性別

### 死亡者住所

死亡日時

死亡場所

2 所持金品

## 遺留金品管理台帳

### 第3号様式(第8条関係)

# 遺留金品引渡依賴書兼受領書

年 月 日

品川区長 殿

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号

(被相続人との関係: )

下記の遺留金品について、引渡しを依頼し、確かに相続人を代表して受領しました。  
なお、受領した遺留金品の相続人間での分割などについては、全て私の責任において行  
い、貴職には迷惑をかけないことを確約します。

記

- 1.被相続人氏名 \_\_\_\_\_

2.被相続人生年月日 \_\_\_\_\_

3.被相続人本籍 \_\_\_\_\_

4.遺留金品 \_\_\_\_\_

以上

## 第4号様式(第8条関係)

## 遺留金品引渡依賴書

年 月 日

品川区長 殿

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

(被相続人との関係: )

下記の遺留金品について、引渡しを依頼します。

なお、受領した遺留金品の相続人間での分割などについては、全て私の責任において行い、貴職には迷惑をかけないことを確約します。

記

- 1.被相続人氏名
  - 2.被相続人生年月日
  - 3.被相続人本籍
  - 4.遺留金品

以上

## 第5号様式(第8条関係)

## 遺留金品受領書

年 月 日

品川区長 殿

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号

(被相続人との関係: )

下記の遺留金品について、確かに相続人を代表して受領しました。

なお、受領した遺留金品の相続人間での分割などについては、全て私の責任において行い、貴職には迷惑をかけないことを確約します。

記

- 1.被相続人氏名
  - 2.被相続人生年月日
  - 3.被相続人本籍
  - 4.遺留金品

以上

## 第6号様式(第8条関係)

# 念書

年 月 日

品川区長 殿

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

(被相続人との関係: )

私は、下記の遺留金品を含む相続財産の受領を拒否するとともに、当該遺留金品について、後日引渡しを請求しないことを誓います。

記

- 1.被相続人氏名
  - 2.被相続人生年月日
  - 3.被相続人本籍
  - 4.遺留金品

以上